

(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書に対する福井県知事意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業は、稜線に風力発電機を最大25基設置し、十数キロメートルに渡る取付道路を新たに設置する計画であることから、尾根部の大規模な森林伐採や地形の改変を伴うことが想定され、多量の濁水の発生や土砂の流出、改変に対して弱い植生の消失が懸念される。

さらに、本事業の事業実施区域は、ブナの自然林や水源かん養保安林が広範囲に存在するとともに、希少猛禽類であるクマタカのつがいが複数確認されている自然環境が豊かな地域である。

一方、風力発電事業の実施に伴う、騒音、バードストライクおよび景観への影響については、全国的に課題として報告されているところである。

このような地域特性および事業特性を踏まえ、騒音等、水の濁り、動植物および景観への影響について、十分考慮する必要がある。また、気候変動によるゲリラ豪雨や集中豪雨の発生にも配慮する必要がある。

このため、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要であり、その評価結果から重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、風力発電設備配置等の再検討、事業実施区域の見直しおよび風力発電機の大幅な基数削減を含む事業計画の見直しが必要である。

1. 環境影響評価の項目について

工事の実施による影響要因として、切土工事により発生した残土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒きだしを行う場合には、その影響について検討し、必要に応じて埋立地や撒きだし地の存在を影響要因として抽出し、環境影響評価を実施すること。

また、工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響についても対象項目とするよう検討すること。

2. 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について

(1) 施設の稼働による騒音の調査、予測および評価に当たっては、住居等における残留騒音等の現況を的確に把握できる調査地点・時期等を選定するとともに、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集し、複雑な地形や気象等を考慮した適切な予測および評価の手法の選定を行うこと。

(2) 水の濁りについては、土砂流出に係るぜい弱性を踏まえた取付道路等を含む施設の配置や構造および土砂流出防止措置などの事業計画を考慮し、必要に応じ地形改変および施設の存在を影響要因に加えること。

また、同区域周辺の河川水は、漁業利用や農業用水としての利用が行われていることから、水の濁りに係る調査および予測に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえ、調査等の地点や予測条件を選定するとともに、降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと。

(3) 動物（鳥類およびコウモリ）に係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聴取し、その意見を反映すること。

希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価について、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集、活用するとともに、次の事項に特に留意すること。

①希少猛禽類

予備的に生息状況の調査を実施するとともに、調査期間中に繁殖が確認されなかった場合は、専門家等の意見を聴取し、必要に応じて調査期間を延長すること。

予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握した上で、行うこと。

②渡り鳥

調査に当たっては、事業計画および専門家等の意見を踏まえ、発電機設置想定範囲の全域が把握できるよう、定点調査の地点を増やすとともに、猛禽類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間にレーダー調査を実施し、風車の羽の回転範囲内外を通過する鳥類の実態を把握すること。

また、降雨や風向・風速等の気象条件によって、渡りルートが変わることから、それら複数の条件を含むように調査日を設定すること。

定点観察調査については、調査員の能力が調査精度を大きく左右するため、調査地点の半数以上の地点で、熟達調査員を2名配置する調査体制とすること。

- (4) 動物、植物および生態系について、調査の詳細については、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。

特に、小型哺乳類のニホンヤマネおよびニホンモモンガについては、巣箱を設置し、その利用状況から生息状況を把握すること。

また、源流域の沢や止水域を主要な生息環境とする希少な動物について、最新の知見を踏まえ、調査を行い、土砂の流出等による影響について、予測および評価を行うこと。

- (5) 植物の調査については、尾根以外の斜面にも調査地点を配置するとともに、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。

また、自然環境を改変する場所については、外来植物の侵入状況の把握およびその対策の方法について、準備書に記載すること。

- (6) 景観に係る眺望点として、若狭湾国定公園の公園計画に位置付けられた久々子湖畔園地、飯切山園地および岳山園地、ならびに当該公園を望む三国山、明王ノ禿および県境の登山道を追加すること。

眺望の確認を行う際は、季節、時間を変えたフォトモンタージュを行うこと。その際、風力発電機に加え、施工による森林伐採や取付道路の設置についても考慮するとともに、撮影ポイントを広角的にとらえた写真による評価を行うこと。

その評価に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省・平成25年）を参照すること。

3. 環境影響評価準備書の作成について

(1) 本事業における風力発電機の位置、出力、基数等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。

なお、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の更なる検討に当たっては、ブナの自然林および水源かん養保安林の変更を極力回避する計画とし、それらの検討経緯についても、具体的に記載すること。

(2) 調査、予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。

(3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。

なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。

(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。

(5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。

(6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。

(7) 環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、図書の公開に努めること。